

大手前通り まちづくりだより

第24号

道路の拡幅工事に合わせて文化財調査も行っています。

城山北公園線（大手前通り）は平成15年に都市計画決定を行い、平成18年から実際に工事を進めています。現在は第2工区（みしまや田町店跡地からくにびき道路までの区間）でも事業認可を受け、平成27年の整備完了を目指し事業を進めています。

これらの工事に合わせ、松江市では教育委員会が主体となって、文化財の調査を行っています。今回の大手前通りまちづくりだよりでは、これまで現地説明会を行った文化財調査の概要と、平成21年11月14日に開催した文化財調査現地説明会についてまとめました。

【これまでの文化財調査に係る現地説明会】

- 1 日時 平成18年10月21日（土）10：00～
場所 殿町287番地 旧ダルマ堂跡
遺跡名 松江城下町遺跡(殿町287番地)
内容 石組み遺構や礎石列を検出。胞衣容器や多数の陶磁器類などが出土。
- 2 日時 平成20年2月17日（日）13：30～
場所 母衣町68番地 裁判所前庭部分
遺跡名 松江城下町遺跡(母衣町68番地)
内容 石組遺構や井戸などを検出。多数の陶磁器類や木箱など出土。
- 3 日時 平成20年7月5日（土）13：30～
場所 母衣町68番地 裁判所の前庭部分
遺跡名 松江城下町遺跡(母衣町68番地)
内容 石組遺構や用途不明の大型土坑を検出。多数の陶磁器類や焼き塩壺など出土。
- 4 日時 平成21年1月24日（土）13：00～
場所 母衣町40番地他 旧行政評価事務所跡
遺跡名 松江城下町遺跡(母衣町40番地外)
内容 石垣や土坑を検出。多数の陶磁器類など出土。
- 5 日時 平成21年3月7日（土）13：00～
場所 母衣町40番地他 旧行政評価事務所跡
遺跡名 松江市城下町遺跡(母衣町40番地外)
内容 トイレ遺構や土留め遺構を検出。多数の陶磁器類など出土。

（これまでの説明会の様子）



平成21年11月4日の文化財調査現地説明会の模様

日時 平成21年11月14日（土）10：00～

場所 松江市殿町 ①島根ふるさと館前と②旧行政評価事務所南向の2箇所

主催 松江市教育委員会

今回調査を行った場所は右図の場所です。①の調査地は、江戸時代初期の古絵図によって、堀尾家重臣の神保清十郎の屋敷地の一部であったことが分かっています。古絵図からすると、神保氏の住まいがあった頃には、通りの南側に屋敷の入口があったようです。今回の調査で、この屋敷の門跡が見つかるのではと期待していましたが、残念ながら発見することは出来ませんでした。

また、ここからは松江層と呼ばれる岩盤が細かく砕かれた状態で見つかりました。県庁北側のお堀岸にも露出しているもので、城下町を造成する際、お堀を掘り上げた時の掘削土がそのままお堀脇の造成土に使われたことがうかがえます。

またその他にも、当時の建物跡とゴミ穴なども発見されました。このゴミ穴はかなり巨大なもので、かんなくすや、おがくすなどが大量に出土しました。おそらく松江城築城のための製材所のような施設があり、そこで出たゴミをこのゴミ穴に捨てていたのではないかと考えられます。



上の写真は、②の調査地で調査された石組み水路です(写真左が道路側、右が屋敷側)。現在でも使われている側溝の底をさらったところ見つかったもので、江戸時代の石組み水路を、改修・かさ上げしながら今日まで使い続けていることが判りました。この石組み水路が造られた時代については、18世紀中頃の遺物出土していることから、それ以降に造られたものだと考えられます。

さらに、他の調査地では、この石組み水路の下から素掘りの溝が見つかり、城下町ができた当初は、素掘りの溝で屋敷や道が区画されていたことも分かっています。

調査を行った場所



出土したもの



発掘調査風景（旧行政評価事務所跡）



石組遺溝（裁判所前庭部）



（絵唐津大皿）



（焼塩壺）



（志野焼向村）

松江市では、今後も道路の拡幅工事と合わせ、文化財の調査も行っていきます。

また、まちづくりだよりでも、機会をみて掲載していこうと考えています。

出土した遺構・遺物については今後検討を行い、なんらかの形で保存・活用していこうと考えています。ひとつは、大手前通り拡幅に合わせ整備を予定しているポケットパークで、発見された遺跡の説明や遺構の平面表示などを検討し、また、陶磁器や木製品などの遺物についても、機会を見て資料館等で展示する予定にしています。

出土した文化財を活かし、なお一層大手前通りが魅力ある歴史的な通りになるよう努力していきたいと考えています。今後ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

松江市屋外広告物条例と大手前通り地区計画について

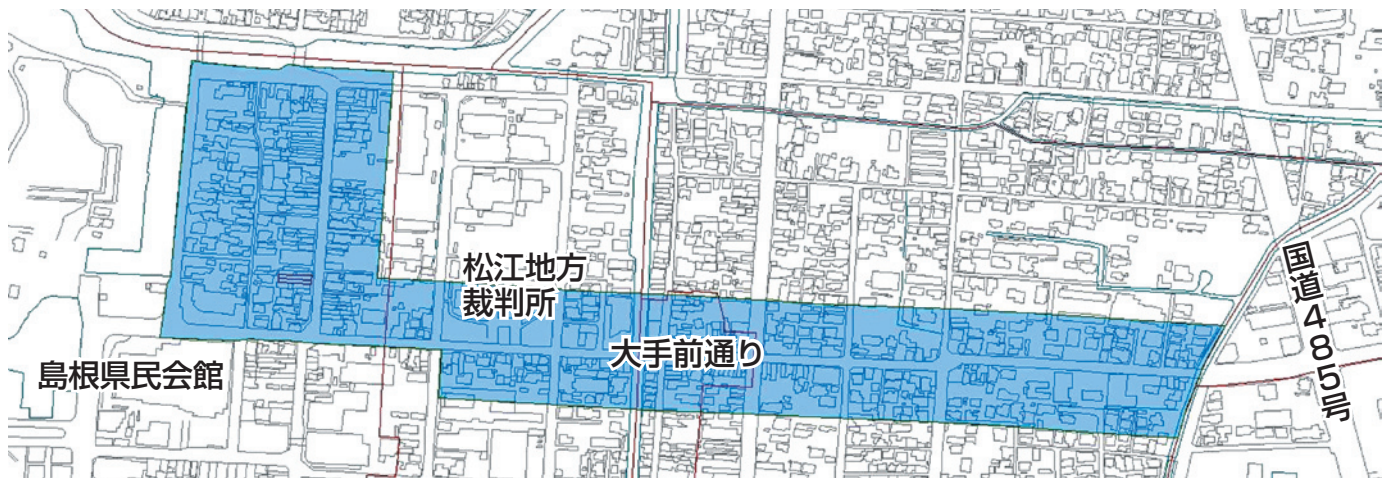
大手前通り周辺地区では松江市屋外広告物条例と大手前通り地区計画というまちのルールがあります。この2つは指定されている地区が同じため、混同しやすいですがそれぞれ違います。どちらも松江城周辺にふさわしい景観や良好な都市環境を形成していくために定められています。指定されている地区内に、建物や屋外広告物等を計画する場合には事前に届出をする必要があります。

【松江市屋外広告物条例について】

松江市屋外広告物条例は平成21年4月1日に施行しています。

名前のとおり屋外広告物についてのルールを定めたものです。屋外広告物に該当するもので代表的なものは、はり紙、はり札、立看板、旗及びのぼり、置看板、気球広告物、広告幕などで、これらの大きさや位置、高さ、色彩、形態・意匠の基準を定めています。詳しくは市の都市景観課のホームページ、または都市景観課に直接ご確認ください。
(都市景観課 電話番号0852-55-5387)

屋外広告物条例地区図



【大手前通り地区計画について】

大手前通り地区計画は平成19年3月5日に都市計画決定を行っています。

地区計画は地域の特性に応じたまちづくりルールを定めたもので、主に建物の用途や高さの基準などを定めています。また特徴的なのが、5つの地区にゾーン分けがあり、それぞれに基準を設けていることです。詳しくは市の都市計画課のホームページ、または都市計画課に直接ご確認ください。

(都市計画課 電話番号0852-55-5380)

大手前通り地区計画図 (指定されている地区が5つの基準に分けられています)

